

\*消すことのできるインクを使ったボールペンで記入しないでください。

見 本	<b>離 婚 届</b>		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
			第 号	兵庫県尼崎市長 印				
	令和 年 月 日届出		(知(送付)令和 年 月 日 第 号)					
兵庫県尼崎市長 殿		書類審査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知
(1) 本届書中字加入字削除字訂正  (2) 離婚届では住民登録はかわりませんので、住所を変更する場合は別途、転出・転入又は転居のお届けをしてください。  (3) 離婚の種類  (4) 結婚前の氏にもどる者の本籍  (5) 未成年の子の氏名  (6) 同居の期間  (7) 別居する前の住  (8) 別居する前の世帯のおもな仕事と  (9) 夫 婦 の 職 業  (10) 夫 婦 の 職 業	氏 名	夫 <b>あまがさき たろう</b> 氏 名 <b>尼 崎 太 郎</b>	妻 <b>あまがさき はなこ</b> 氏 名 <b>尼 崎 花 子</b>	生 年 月 日	昭和 51 年 1 月 7 日	昭和 54 年 6 月 1 日		
	住 所	尼崎市東七松町1丁目		尼崎市東園田町2丁目				
	[ 住民登録をしているところ ]	23番1-1207号		45番地の120 尼崎東マンション 507号				
	本 籍	尼崎市東七松町1丁目 番地 23 ⑤						
	父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父 兵庫県二郎	続き柄 長男	妻の父 近松榮之助	続き柄 二女			
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 尼崎市太郎	続き柄 養父	養父	続き柄 養女			
	養母 尼崎恵子	養母 養母						
	離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立		<input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾				
		<input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾		<input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定				
	結婚前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		神戸市中央区下山手通5丁目10 番地 ⑤ 筆頭者の氏名 ちかまつ えいのすけ 近松榮之助				
未成年の子の氏名	* 未成年の子の親権については、別紙「離婚届中、(5)欄の記入について」をご覧ください。							
同居の期間	平成15年4月から		令和6年3月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)					
別居する前の住	尼崎市東七松町1丁目 番地 23 ⑤ 1-1207 ⑤							
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)							
夫 婦 の 職 業	夫の職業		妻の職業					
その他								
届出人署名 (※押印は任意)	夫 <b>尼崎太郎</b> ①		妻 <b>尼崎花子</b> ①					
事件簿番号	住定年月日	夫 昭和 平成 令和	妻 昭和 平成 令和					

**記入の注意**

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(黒ボールペンか黒インクで正しく書いてください。)
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- そのほかに必要なもの
  - ・調停離婚のとき → 調停調書の謄本
  - ・審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
  - ・和解離婚のとき → 和解調書の謄本
  - ・認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
  - ・判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

調停及び裁判確定の日からかぞえて10日以内に届けてください。

◎離婚届は、夫婦の本籍地、又は届出人の所在地のいずれかの役所に出してください。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	甲 野 義 郎 ①	乙 川 孝 子 ①
生 年 月 日	昭 和 22 年 5 月 5 日	昭 和 23 年 6 月 6 日
住 所	尼崎市東難波町 1丁目 1 番地 ①	尼崎市武庫元町 2丁目 3 番地 ①
本 籍	大阪府中央区大手前 1丁目 1 番地 ①	東京都千代田区平河町 1丁目 4 番地 ①

\*成年の方であれば(届出人以外の)どなたでも証人になることができます。  
\*外国籍の方は本籍欄に国籍を記入してください。

◎ 署名欄は必ずご本人が自署してください。

◎ 届出される際、身分証明書をご持参ください。(運転免許証・パスポート等)

→ 婚姻中の本籍を書いてください。

→ □には、あてはまるものに☑のように印をつけてください。

→ □には、あてはまるものに☑のように印をつけてください。  
婚姻により氏を改めた者は、婚姻前の氏に復します。婚姻前の氏と婚姻中の氏が異なる方で、離婚後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。  
(この場合、離婚届と同時に戸籍法77条の2の届を提出する必要があります。)

→ 親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。子供が離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍する場合は別途入籍届等の手続が必要です。

父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定められていきます。この場合には、子の利益を最も優先して、考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるをつけてください。

面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
(面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的・継続的に会う話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。)

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
(養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。)

◎届出の際にご持参いただくもの

窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証・パスポート等)

◎お問い合わせは

尼崎市役所 市民課戸籍担当  
電話 06-6489-6410

◎ かならず書いてください。  
連絡先(昼間連絡が取れるところ)

電話( )番  
自宅・勤務先・携帯